

インフルエンザ以外の伝染病にかかった時、提出をお願いします

◎お子さんがインフルエンザ以外の伝染病にかかった場合、再登校する際に、担任まで提出をお願いします。

	傷病名	出席停止期間の基準
第1種	法廷伝染病（コレラ、赤痢、ペスト等）	医師の許可があるまで
第2種	インフルエンザ(特定鳥インフルエンザを除く)	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。
	麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで。
	流行性耳下腺炎（おたふく風邪）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫れが出た後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。
	風しん（三日はしか）	発しんが消失するまで。
	水痘（水ぼうそう）	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核及び髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	ただし、結核、髄膜炎菌性髄膜炎を除く第二種の感染症については、 <u>症状により医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りではない。</u>	
第3種	腸管出血性大腸菌感染症（O-157等）	症状に応じて <u>出席停止の必要性を医師が判断し</u> 、医師の許可があるまで
	流行性角結膜	
	急性出血性結膜炎	
	その他の感染症 ・溶連菌感染症 ・ウイルス性肝炎 ・伝染性紅斑（りんご病） ・マイコプラズマ感染症	
	・流行性嘔吐下痢症(感染性腸炎)	

注意！ 流行性嘔吐下痢症（感染性腸炎）について . . .

嘔吐や下痢があり、病院でウィルス性、感染性、流行性など、人にうつる(胃)腸炎と診断されて学校を休む場合は、出席停止となり欠席数に入りません。診察を受ける際は、医師にご確認下さい。また、担任にその旨、ご連絡下さい。(診断書を提出する必要はありません。感染性の(胃)腸炎は、嘔吐物により集団感染する可能性がありますので、学校をお休みさせますようお願いします。

治療証明書(保護者の方がご記入下さい)

病名		欠席期間	月	日	～	月	日
医療機関名 (病院名)							
上記の疾病は治療しており、感染のおそれはないと医師から登校許可がありましたので登校させます。							
平成	年	月	日	保護者名		印	